

- 防災気象情報（大雨、河川氾濫、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表。**（例：レベル4大雨危険警報 等）
- 情報と対応する防災行動との関係が明確に。（レベルの数字で、とるべき行動が分かる！）

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	河川氾濫 1級河川などの 大きな河川の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面上昇や 波の打上げによる浸水	住民が とるべき行動
5	レベル5 大雨特別警報	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
----- <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！> -----					
4	レベル4 大雨危険警報	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
3	レベル3 大雨警報	レベル3 氾濫警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
2	レベル2 大雨注意報	レベル2 氾濫注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
1	早期注意情報				災害への心構えを高める

旧名称 大雨警報（浸水害） 洪水警報（大河川） 大雨警報（土砂災害）
洪水警報（中小河川） 土砂災害警戒情報

4

土砂災害に関する避難情報の発令基準の改定

対応

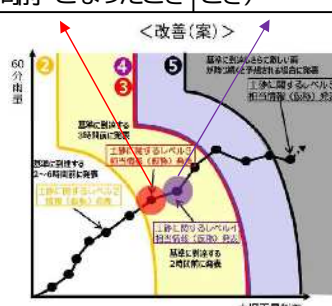
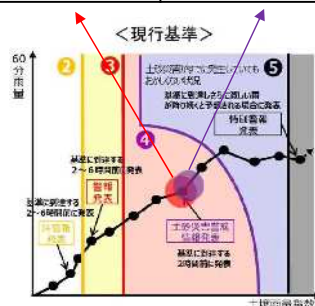
警戒レベル3相当情報の発表タイミングが変更される機会をとらえて、本市の高齢者等避難（警戒レベル3情報）の発令基準を下記のとおり見直す。

〈これまで〉

大雨警報（土砂災害）が発表され、以下の条件を満たしたとき	
警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示
京都府土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度が「危険」（紫）となったとき	
かつ、 土砂災害警戒静助発表されたとき	

〈R8から〉

土砂災害警戒助発表され、以下の条件を満たしたとき	土砂災害危険警報が発表され、以下の条件を満たしたとき
警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示
京都府土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度が「警戒」（赤）となり、 かつ、 土砂災害発生危険基準線に到達する3時間前*となったとき	京都府土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度が「危険」（紫）となったとき （＝土砂災害発生危険基準線に到達する2時間前となったとき）



*発令は、該当する危険度メッシュが存在する学区（の土砂災害警戒区域内）を対象とする。

ただし、線状降水帯などの降雨の状況によっては、これによらず早期に発令する場合がある。

9

中小河川における避難情報の発令基準の設定

市内の河川の状況

- 令和3年7月の水防法の改正に伴い、京都府が中小河川の洪水浸水想定区域図の法指定を進め令和7年10月に完了した（下記のとおり）。
 - 市内の洪水予報河川および水位周知河川は、基準水位計が設置されており、今まで通り水位の情報に基づき避難情報を発令する。その他の中小河川は、洪水キキクルや下流の状況、降雨の状況等をもとに総合的に勘案し判断する。（周辺の従来型・危機管理型水位計データも考慮）
- 市内の洪水予報河川・水位周知河川・中小河川

流域区分	○洪水予報河川、◇水位周知河川、中小河川	
桂川下流	○桂川下流	清滝川、瀬戸川、有栖川、新川、西羽束師川、西羽束師川支川
	◇天神川	西高瀬川、御室川、宇多川、天神川[水位周知区間外]
鴨川・高野川	○鴨川・高野川	鞍馬川、貴船川、静原川、岩倉川、長代川、音羽川、白川・白川放水路、鴨川[洪水予報区間外]、高野川[洪水予報区間外]
宇治川 及び 木津川	○宇治川	弥陀次郎川、東高瀬川、七瀬川、古川
	◇山科川	四宮川、藤尾川、安祥寺川、旧安祥寺川、西野山川、西野山川支川、合場川、堂の川
	○木津川下流	
桂川上流	◇桂川上流	能見川、別所川、片波川、灰屋川、小塩川、三明谷川、細野川、熊田川、明石川、桂川上流[水位周知区間外]
	◇弓削川	知谷川、筒江川
その他	◇小畑川	善峰川
	〈その他流域〉	田原川[水位周知区間外]、室谷川、室地川、久多川、針畑川、芥川

※桂川下流、宇治川、木津川下流は国の管理河川、それ以外の河川は京都府の管理河川である。
※この表では、洪水浸水想定区域の指定がない一級河川（宇治川派流、濠川）は掲載していない。

12

中小河川における避難情報の発令基準の設定

対応

中小河川の洪水浸水想定区域に対する避難情報の発令基準は以下のとおり。〈R8から〉

警戒レベル	避難情報	発令基準	
		各河川	下流の状況
5 黒	緊急安全確保	・水位が氾濫開始水位に到達するおそれがある場合（危機管理型水位計が設置されている場合に限る） ・破堤等により氾濫が発生した場合	下流の洪水予報河川・水位周知河川の区間に避難情報が発令される等、当該中小河川の危険度が高まった場合
4 紫	避難指示	・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「危険」（紫）が出現し、かつ、降雨状況等によって氾濫の危険度がさらに高まると見込まれる場合	
3 赤	高齢者等避難	—	

発令は、「下流の状況」の要件を満たした上で、上流の「各河川」の状況を考慮して行うことを原則とする。

ただし、降雨や河川毎の状況により、これによらず発令をする場合がある。

※ なお、中小河川の浸水想定区域図の追加により、新たに指定緊急避難場所(洪水)の設定を要する区(学区)は、以下の3区(14学区)となる。

- ・北区（中川、小野郷、雲ヶ畑）　・右京区（広沢、高雄、細野）
- ・左京区（錦林東山、浄楽、八瀬、大原、静原、鞍馬、広河原、久多）

15